

事務連絡
平成22年9月13日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

一部負担金減免・保険者徴収に関するQ&Aについて

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて」を本日改正したところですが、その取扱いについて、別添のとおり、Q&Aにまとめましたので、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮お願いいたします。

【別添】

一部負担金減免・保険者徴収Q & A

1. 一部負担金の減免に関する事務

(1) 一部負担金の減免

問1 一部負担金の減免基準は、以前より、独自の基準を設けているが、今回の通知で示された基準に合わせなければならないのか。

(答)

今回示した基準は、あくまで市町村に対する技術的助言である。したがって、独自の基準が今回示した基準による範囲よりも狭い場合は、今回示した基準まで対象を拡大していただきたいと考えているが、逆に今回示した基準による範囲よりも広い場合は、これを狭める必要はない。

なお、減免額の2分の1を特別調整交付金で補てんすることとしているが、この補てんの対象となるのは、今回示した基準に該当するものに限られる。

問2 入院治療だけでなく、高額の外来治療を受ける場合も対象として構わないか。

(答)

今回示した基準は、あくまでも国として望ましいと考える基準を助言するものであり、この基準に該当しない場合であっても、保険者がその必要を認めたときは、一部負担金減免を行うことができるものである。

問3 保険料を滞納している世帯に属する被保険者について、一部負担金減免を行うことは適当でないと考えるがどうか。

(答)

今回示した基準に該当する被保険者については、保険料の滞納の有無にかかわらず、一部負担金減免を行っていただきたいと考えている。

なお、保険料を滞納している世帯については、今回示した一部負担金減免の基準に該当するのであれば、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第9条第3項に規定する「保険料の滞納につき…（中略）…特別の事情があると認められる場合」に該当する可能性があり、該当する場合は、被保険者証の返還の対象とはならないため、この被保険者証の取扱いとの整合性についても留意いただきたい。

問4 「収入が著しく減少した世帯」とは、世帯主（擬制世帯主を含む。）及び国保の被保険者である世帯員の収入の合計で判定するのか。

(答)

お見込みのとおり。

問5 「収入が著しく減少した」とは、どの時期と比べればよいか。

(答)

申請があつた月の収入見込み額と「対前年同月」を比べる場合、あるいは、申請があつた年(年度)の収入見込額と「対前年(対前年度)」を比べる場合など、概ね1年程度が妥当と考えるが、個別の事案や地域の実情に応じて判断されたい。

問6 収入が生活保護基準以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3か月分以下という世帯は、生活保護の対象となるのではないか。

(答)

生活保護の適用に当たっては、収入が生活保護基準を下回ることに加え、本人の申請の意思、資産・能力の活用、扶養義務者の扶養、他法他施策の活用などの要件等についても判定することとされており、収入が生活保護基準以下であっても生活保護の対象となるとは限らないものである。

したがって、今回示した基準に該当する場合には、まずは一部負担金減免の手続きを進めることとし、その上で、必要に応じて、生活保護担当など福祉部局と連携するようにしていただきたい。

問7 預貯金の確認は、本人から預金通帳の写しなどの提出を求めるこで足りるか。それとも、金融機関に対し預貯金の調査を行うべきか。

(答)

一部負担金減免は、法律上、一部負担金の支払いが困難と認められることが要件であり、預貯金の有無等が絶対的な基準ではないことから、保険者として本人からの申出や預金通帳の写しの提出などによって、一部負担金の支払いが困難であると認めることができればよい。

問8 金融機関へ預貯金の調査を行う場合、法的根拠は国保法第113条の2第1項と考えてよいか。その場合、本人からの同意書は必要か。

(答)

一部負担金減免の対象となるか否かを判定するため、市町村が金融機関に対し被保険者の預貯金の状況について報告を求めるることは、国保法第113条の2第1項に該当する。同項に基づき報告を求めるこ自身に本人の同意は必要ない。

他方、金融機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第23条第1項第1号により、「法令に基づく場合」は、本人の同意を得ないで、個人情報を提供することが可能である。国保法第113条の2第1項による報告の求めはこれに当たることから、個人情報保護法との関係では、必ずしも本人の同意書は不要なものである。

ただし、金融機関は、国保法第113条の2第1項に基づく報告の求めに対し回答する義務はなく、あくまで協力にとどまるものである。このため、金融機関から本人の同意書の提出を求められる場合には、求めに応じて、本人からの同意書を提出するのが妥当と考える。

問9 一部負担金減免の相談を受けた段階で、まず、生活保護の申請を援助し、申請が却下された者について生活保護部局が行った調査結果を用いて一部負担金減免を行うことは妥当か。

(答)

生活保護の申請は本人の意思により行われるべきであり、また、生活保護の適用の前には他法他施策の活用が図られるべきであることから、一部負担金減免の相談を受けた段階で、一律機械的に生活保護の申請を援助するという対応は望ましくない。

今回示した基準に該当する場合には、まずは一部負担金減免の手続きを進めることとし、その上で、必要に応じて、生活保護担当など福祉部局と連携するようにしていただきたい。

(2) 療養給付費等負担金

問10 被保険者に対して一部負担金減免を実施した場合、療養給付費等負担金の対象になるか。また、退職被保険者に対して一部負担金減免を実施した場合、療養給付費等交付金の対象となるか。

(答)

一部負担金の減免は、各保険者の判断により行うものであるため、減免額については、療養給付費等負担金及び療養給付費等交付金の対象とはならない（平成9年9月29日付け保険発第124号保険局国民健康保険課長通知）。

2. 保険者徴収に関する事務

(1) 保険医療機関等の善管注意義務

問 11 「一連の療養が終了し、一部負担金の支払いを求めたとき（以下「療養終了後」という。）」とあるが、より具体的にはいつなのか。

（答）

入院及び当該入院に付随する通院に係る療養の終了後、一部負担金の支払いを求めたときであり、療養中に被保険者が通院しなくなった場合には最後の診療時をいうものである。

(2) 保険者徴収の対象

問 12 国保法第42条第2項に基づき、保険医療機関等が保有する未払いの一部負担金債権を保険者が徴収（以下「保険者徴収」という。）する場合、対象となるのは、①一部負担金相当額が60万円を超えるもの又は②当該被保険者に対し保険料（税）の滞納処分を実施する状態にあるものであることが必要なのか。

（答）

①又は②は保険者徴収を実施する対象として、あくまで国として望ましいと考える基準であるため、保険者の判断により、①と②のいずれにも該当しない未払いの一部負担金債権についても、独自の基準を設けて保険者徴収の対象として差し支えない。

問 13 保険者徴収の対象として「一部負担金相当額が60万円を超えるもの」が掲げられているが、なぜ60万円を超えるものとしたのか。

（答）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条第1項においては、60万円以下の金銭の支払を目的とする債権については、簡易裁判所において少額訴訟を提起できるとしている。

このため、60万円以下の一部負担金債権であれば、この少額訴訟を利用することにより、保険医療機関等は、保険料（税）への充当が優先される保険者徴収よりも優先して債権を回収できる場合があるため、保険者徴収の対象債権としては60万円を超えるものとしたものである。

なお、これはあくまで国として示した目安であるため、保険者の判断により、60万円以下の一部負担金債権について、被保険者の属する世帯が保険料（税）の滞納処分を実施する状態なくとも、保険者徴収の対象として差し支えない。

(3) 保険者徴収の法的性質

問 14 保険者徴収する場合、当該債権は保険者に債権譲渡されたことになるのか、それとも滞納処分の請求なのか。

(答)

保険者徴収は、保険医療機関等が一部負担金債権の徴収を、私債権についての本來的な強制執行の手続である民事執行手続とは別に、滞納処分の権限を有する保険者に処分請求するものであり、一部負担金債権が保険医療機関等の債権であることには変わりがない。

問 15 保険医療機関等が保有する未払いの一部負担金債権が保険者に債権譲渡されない以上、保険者の判断で債権放棄をすることはできないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 16 保険者徴収の開始により、保険医療機関等が保有する未払いの一部負担金債権の消滅時効に変化が生じるのか。

(答)

未払いの一部負担金債権の消滅時効については、まず、保険医療機関等から被保険者に対し、催告が行われ、その後6か月以内に裁判上の請求等が行われた場合には、時効中断の効力が生ずる（民法（明治29年法律第89号）第153条）。

次に、保険者徴収を実施することとした場合に、保険者が地方自治法（昭和25年法律第226号。以下「自治法」という。）第231条の3第1項又は国保法第79条第1項に基づき督促を行ったときは、自治法第236条第4項又は国保法第110条第2項の規定により、時効中断の効果を生じる。また、保険者徴収により、差押が行われた場合にも、時効は中断する。

(4) 強制執行

問 17 保険者が被保険者に対し、保険医療機関等からの処分の請求を受けて、当該保険医療機関等が保有する未払い一部負担金債権の督促をする法的根拠は何か。

(答)

保険者が市町村である場合には、国保法第42条第2項及び第79条の2並びに自治法第231条の3第1項、保険者が国民健康保険組合である場合には、国保法第42条第2項及び第79条第1項である。

問 18 国税徴収法（昭和34年法律第147号）の例による財産調査などの公権力の行使は、具体的にはどの時点から可能か。

(答)

保険者徴収を実施することとなつた未払いの一部負担金債権については、地方税の滞納処分の例により、

- ① 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき 又は
- ② 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに完納しないときは、財産差押えが行われることとなるから、このときから財産調査が可能になるものと考えられる（国保法第42条第2項及び第79条から第80条まで並びに自治法第231条の3第3項）。

問19 保険者徴収として保険者が差し押さえた財産について「換価猶予」を行うことは、保険者が行うことができる処分であると解してよいか。

（答）

保険者徴収において、保険者は、保険医療機関等の未払いの一部負担金債権の滞納処分のみを請求されていることから、保険者が換価猶予を行うことにより、処分請求を行った保険医療機関等に一部負担金相当額の交付を行わないことは困難と考えられる。

問20 国税徴収法の例による財産調査の結果を踏まえ、保険医療機関等が保有する未払いの一部負担金債権について、過去に遡って一部負担金の徴収猶予を行うことは可能か。可能だとした場合、当該債権は、保険者が保有するものであるので、「処分停止」を行うことができると解してよいか。

（答）

一部負担金の徴収猶予は、世帯主又は組合員の申請により、保険医療機関等において行うこととされている一部負担金の支払を保険者の徴収に切り替えて最大6か月間支払を猶予するものである。したがって、保険医療機関等から保険者徴収の請求を受け、国税徴収法の例により財産調査を行った後に当該一部負担金債権について徴収猶予を行うことはできない。

問21 滞納処分において、保険者が保有する滞納保険料債権と、保険医療機関等が保有する未払いの一部負担金債権は、どちらの順位が上か。

（答）

国民健康保険料については、国税及び地方税に次ぐ先取特権が与えられていることから、滞納保険料債権が上位となる（自治法第231条の3第3項）。

問22 保険者徴収として行われた強制執行についての不服申立ては、国民健康保険審査会に対して行うのか。

（答）

保険者徴収の請求を受けた一部負担金債権については、国保法第42条第2項に基づき、国保法の徴収金の例により処分することとされていることから、国保法第91条第1項の「その他この法律の規定による徴収金に関する処分」に該当するものとして国民健康保険審査会に審査請求することができる。

(5) 市町村立病院が保有する未払い一部負担金債権

問23 市（町村）立病院がすでに自治法に基づき督促を行っている未払い一部負担金債権について、同市（町村）が保険者徴収として滞納処分を行う場合は、すでに滞納処分の前提となる督促が行われていると解し、改めて督促や催告をせずに、差押えを行うことはできるか。

（答）

市（町村）立病院が行う一部負担金の支払の督促は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条及び自治法第236条第4項の規定により時効中断の効力を有するものであるが、市（町村）が保険者徴収として滞納処分を行う場合には、市（町村）は国民健康保険の保険者として、別途、自治法第231条の3第1項に基づき督促を行うことが適当と考える。

問24 市（町村）立病院が保有する未払い一部負担金債権について、同市（町村）が保険者徴収として滞納処分を行う場合、その滞納処分の前提となる督促を行っても、同債権の時効は中断しないと解してよいか。

（答）

一部負担金債権は、保険医療機関等である市（町村）立病院の被保険者に対する債権であるが、保険者徴収を行うこととなり、市（町村）が国民健康保険の保険者として、自治法第231条の3第1項による督促を行った場合には、国保法第110条第2項の規定により、当該債権の時効は中断する。

(6) その他

問25 健康保険の各保険者についても、健康保険法（大正11年法律第70号）第180条第4項に基づき保険者徴収を行うことができるが、同項では、保険者自ら行う方法と、市町村に処分を請求する方法が規定されている。少なくとも、協会けんぽが保険者徴収を行う場合は、協会けんぽが自ら行うべきではないか。

（答）

健康保険法第180条第4項の趣旨は、保険者に対し、滞納処分の方法を選択することを認めたものであり、状況に応じて自ら滞納処分することもできるし、市町村が処分する方が効率的であると判断する場合は、市町村に請求することもできるものである。請求を受けた際には、個別の事案に応じて、市町村において適切に御判断いただきたい。

3. その他

問26 今回通知で示された一部負担金減免及び保険者徴収の取扱いはいつから開始する必要があるのか。

(答)

通知で示した基準の施行日は特に定めるものではないが、各保険者において、必要となる要綱等の見直しを行った上で、なるべく早い時期に開始していただきたいと考えている。